四十九	厚生労働大臣	国民年金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付に関する事務で付委託であって主務省令で定めるもの	国民年金基金連合会
五十	厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等
			市町村長
			厚生労働大臣
五十一	国民年金基金	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構
			独立行政法人農業者年金基金
五十二	国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構
五十三	市町村長	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長
五十四	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事
			都道府県知事等
			市町村長
五十五	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務に相当する業務の実施、業務若しくは在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事
五十六	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務に相当する業務又は納付金関係業務の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣

五十七	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事
			市町村長
			厚生労働大臣又は都道府県知事
			児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
			市町村長
			医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
			市町村長
			地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
五十八	地方公務員共済組合		地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
			地方公務員災害補償基金
			厚生労働大臣

国民年金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金基金の加入員に関する情報であって主務省令で定めるもの
国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であって主務省令で定めるもの
	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの
国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務に相当する業務の実施、業務若しくは在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	
失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	